

○新宿区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

平成19年12月12日

条例第63号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、区長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 次項中新宿区立大久保スポーツプラザ条例(平成9年新宿区条例第15号)第31条の改正規定
 - (2) 附則第3項中新宿区立区民ギャラリー条例(平成15年新宿区条例第73号)第29条の改正規定
 - (3) 附則第4項中新宿区立新宿スポーツセンター条例(平成17年新宿区条例第47号)第31条の改正規定
 - (4) 附則第5項中新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例(平成17年新宿区条例第48号)第31条の改正規定
(新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部改正)
- 2 新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略
(新宿区立区民ギャラリー条例の一部改正)
- 3 新宿区立区民ギャラリー条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略
(新宿区立新宿スポーツセンター条例の一部改正)
- 4 新宿区立新宿スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略
(新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の一部改正)
- 5 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年3月23日条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。